

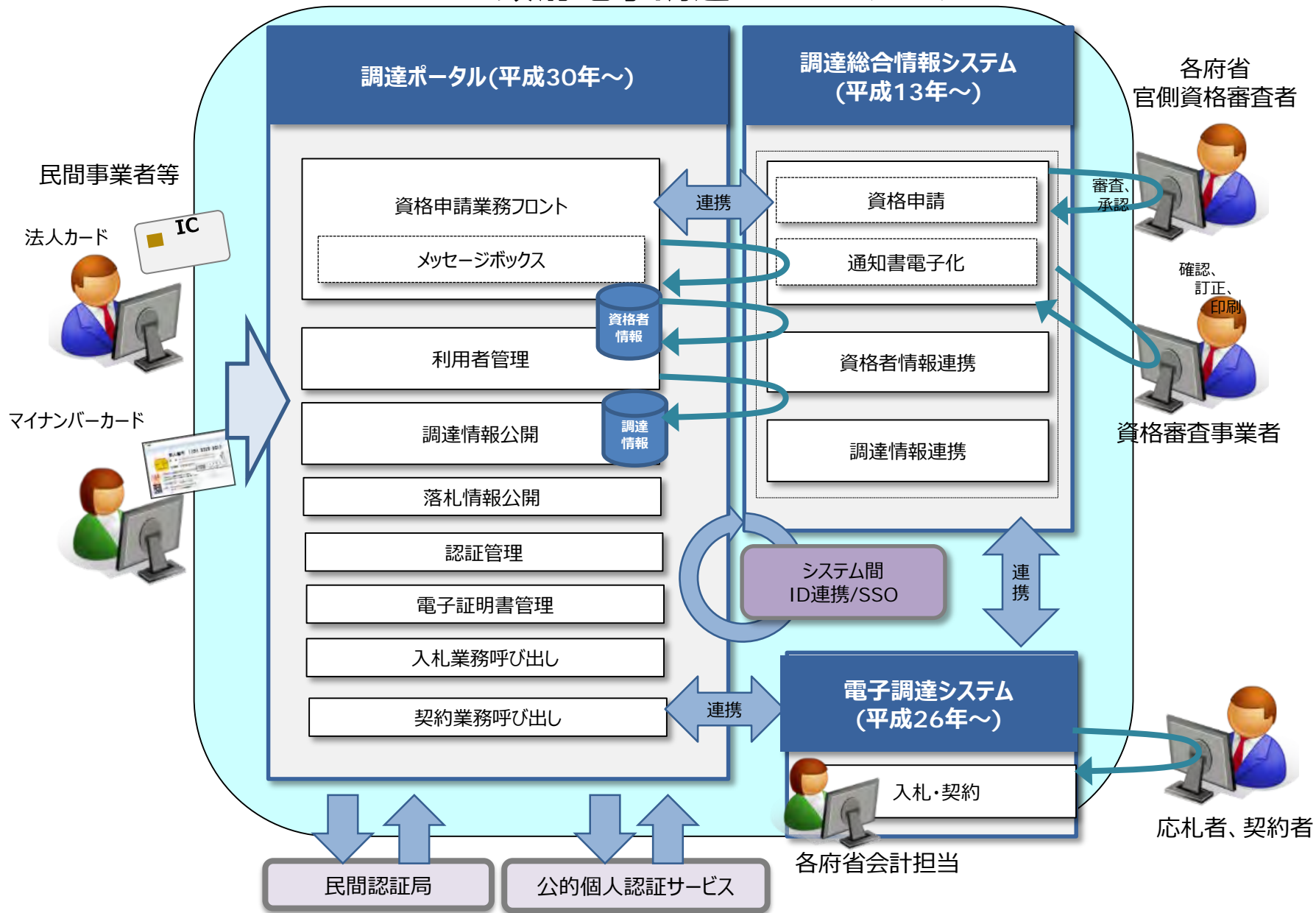
# 政府電子調達システム等の利便性の向上について

令和 2 年 3 月 23 日

総 務 省

情報流通行政局

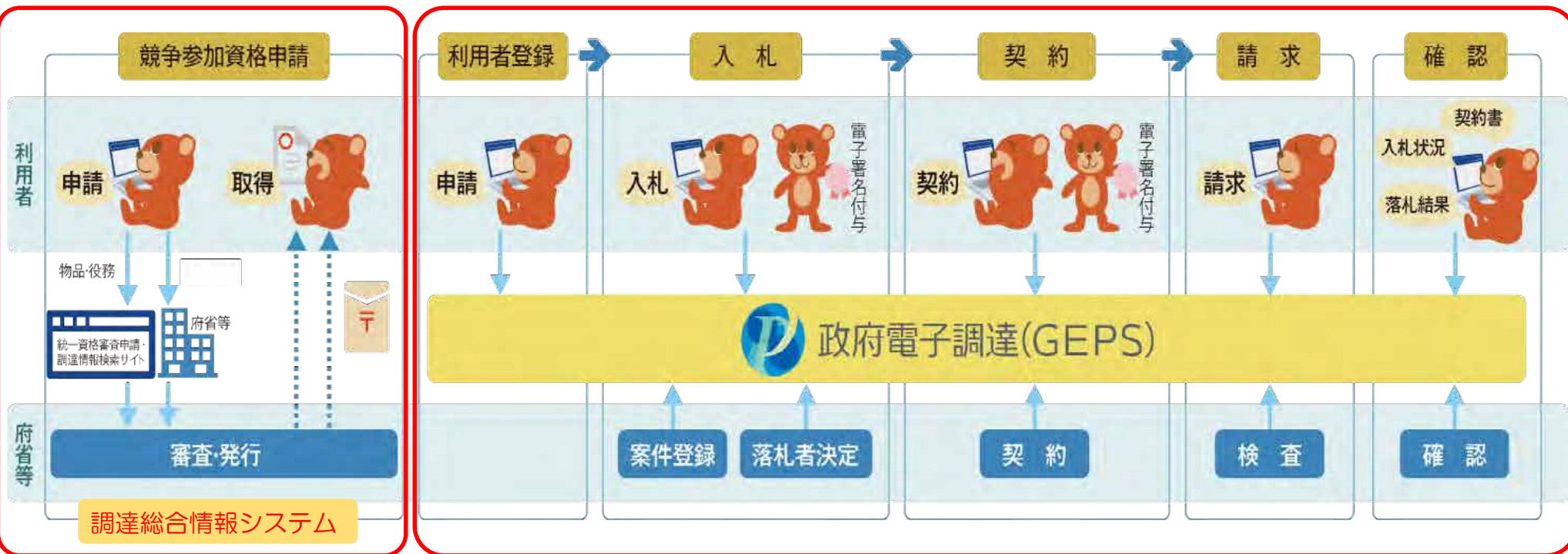
## 政府電子調達サービスシステム



「電子調達システム」※1とは、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の一環として、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通※2の情報システムであり、平成26年3月から運用を開始。

※1 電子調達システム: Government Electronic Procurement System ※2 利用機関: 国の行政機関等の23機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所)

## 【電子調達システムの流れ】



競争参加資格申請事務

入札・契約事務

## 1. 添付書類の撤廃

- 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類(営業経歴書、誓約書・役員等名簿、登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)、財務諸表)のうち、
  - ① 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、平成30年11月から申請書本体への一本化を実施。
  - ② 登記事項証明書(写し)については、法人番号等を活用した行政機関間(法務省)とバックオフィス連携による提出不要化を行うこととして、令和2年度中にシステム改修を行い、遅くとも令和3年度には添付を省略。
  - ③ 納税証明書の写しについては、国税庁が納付情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時には不要とする方向で、令和3年度のシステム改修予算要求に間に合わせるようIT総合戦略室及び国税庁と調整中。令和4年度中の添付省略を目指す。
  - ④ 財務諸表については、EDINETとの連携等を含め、令和2年度から、添付省略に向けて検討を開始。

## 2. システムの利便性の向上

- 調達総合情報システムのシステム改善(半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所的確な表示等)については、令和元年1月に実施。
- 政府電子調達システムにおける添付ファイル上限サイズの拡大及び提出済書類のオンラインによる差し替えについては、令和元年1月6日から、次期システムへの更改に併せ、添付ファイル上限サイズの拡大(3MBから10MB)及びオンラインによる提出済書類の差し替えを可能とした。

## 3. 最新の利用率と普及啓発の取組

- 政府電子調達システムの電子応札率は令和2年2月末において62.1%。
- 当システムを利用する各府省庁等に対し、内閣官房主催の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会及びシステム設計WG」(毎年4回程度開催)において、各府省庁等に利用促進を働きかけるほか、令和元年度には、個別の各府省庁等へのヒアリングも実施。また、従来、東京のみで開催していたセミナーを令和元年度からは東京以外に大阪でも開催。
- 民間事業者に対しては、従来、ポスター、パンフレットによる周知を行ってきたが、令和2年度には民間事業者へのヒアリングも行い、ワークショップにおいてニーズの整理を行い、普及啓発の見直しを実施予定。

## 4. 調達総合情報システムと政府電子調達システムの統合

- 調達総合情報システムと政府電子調達システムの統合については、令和2年度中に設計開発、令和3年度中にシステム改修を行い、令和4年度までに統合システムとして運用できるよう進めている。

# 4. 添付書類の削減等による行政手続コスト及び削減率(試算)

## 【添付書類撤廃等の取組を行わなかった場合】

### ○ 全利用者の総所要時間[現状]

$$12,922(\text{千分}) + 9,561(\text{千分}) = 22,483(\text{千分}) \quad (a+b)$$

$$\Rightarrow 374,717(\text{時間})$$

(a) インターネット申請全利用者の総所要時間  
 $(88(\text{分}) + 195(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 62.5\% = 12,922(\text{千分})$

(b) 紙申請全利用者の総所要時間  
 $(154(\text{分}) + 195(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 37.5\% = 9,561(\text{千分})$

手続件数※1	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間
73,055件	374,717時間	5.13時間
	(上記の金額換算※2) 9.5億円	

※1 競争参加資格(物品・役務)は3年毎に更新を行っており、平成28-30年度(3年間)の申請手続件数。  
 また、本件申請手続の内訳については、インターネット申請: 62.5%、郵送又は持参申請: 37.5%

※2 「行政手続コストの削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成30年4月24日 行政手続部会)における事務局算出単価(2,543円/時間)を使用(以下同様)

## 【営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化による削減効果】

### ○ 全利用者の総所要時間

$$13,384(\text{千分}) + 4,500(\text{千分}) = 17,884(\text{千分}) \quad (c+d)$$

$$\Rightarrow 298,067(\text{時間})$$

(c) インターネット申請全利用者の総所要時間  
 $(64(\text{分}) + 165(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 80\% = 13,384(\text{千分})$

(d) 紙申請全利用者の総所要時間  
 $(143(\text{分}) + 165(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 20\% = 4,500(\text{千分})$

手続件数	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間	削減時間	1件当たりの 削減時間	削減率
73,055件	298,067時間	4.08時間	76,650時間	1.05時間	20.5%
	(上記の金額換算) 7.6億円		(上記の金額換算) 1.9億円		

※ インターネット申請の割合: 80%  
 (令和元年度末想定値)

競争参加資格申請手続に係る所要時間について、平成30年6月に実施したアンケート結果※1を踏まえ、添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減を算出

※1 対象：政府電子調達システムに登録されている競争参加有資格者(7,868社)にアンケートを実施し、回答が得られた718社を集計

## 1. 申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間

【申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間※2】

【2019年度】

・営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化  
・全角半角自動入力変換、エラー表示等のシステム改善

【2020年度以降】

・登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化

申請手続	作業内容	平均所要時間
① インターネット申請	i) 申請様式への入力	44分
	ii) 添付書類の電子化・添付準備	34分
	iii) 申請(システム受領の内容確認を含む)	10分
	① 計	88分
② 紙(郵送又は持参)申請	i) 窓口等での様式取得・申請書作成	89分
	ii) 添付書類のコピー・添付準備	28分
	iii) 申請(ポスト投函又は窓口持参)	37分
	② 計	154分

・システム改善による申請事項入力作業の効率化

削減時間

・添付書類削減(5種類→3種類)によるPDF化等の作業時間減

① i) 10分  
① ii) 14分

削減後の所要時間

① i) 34分

① ii) 20分

① iii) 10分

① 計 64分

② i) 89分

② ii) 17分

② iii) 37分

② 計 143分

・添付書類削減(4種類減)によるPDF化等の作業時間減

削減時間

① ii) 14分

削減後の所要時間

① i) 34分

① ii) 6分

① iii) 10分

① 計 50分

② i) 89分

② ii) 6分

② iii) 37分

② 計 132分

・添付書類削減(5種類→3種類)による印刷等の作業時間減

・添付書類削減(4種類減)による印刷等の作業時間減

※2 社内説明用資料の作成や決裁(稟議)など社内手続に要した時間は含まない。

## 2. 添付書類の取得・作成に係る平均所要時間

【添付書類の取得・作成に係る平均所要時間※3】

【2019年度】

・営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化

【2020年度以降】

・登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化

添付書類	平均所要時間
① 登記事項証明書(写し)	53分
② 納税証明書(写し)	59分
③ 営業経歴書	36分
④ 誓約書及び役員等名簿	23分
⑤ 財務諸表等	24分
計	195分

・申請書本体に一本化  
・記載事項のうち、現行の申請書と重複している部分(約7割)について記載不要化

削減時間

・申請書本体に一本化  
・申請書への記入に要する時間はこれまでと変わらないが、押印不要となるため、押印に要する時間が減少

③ 25分  
④ 5分

削減後の所要時間

① 53分

② 59分

③ 11分

④ 18分

⑤ 24分

計 165分

・バックオフィス連携による提出不要化

削減時間

① 53分

② 59分

削減後の所要時間

① 0分

② 0分

③ 11分

④ 18分

⑤ 24分

計 53分

※3 インターネット申請及び紙申請の全体平均。書類取得のための役所までの往復時間、役所での手続時間、書類本体の作成時間の合計(社内説明用資料の作成や決裁(稟議)など社内手続に要した時間は含まない)。